

# 大切な資源 ごみの分別にご協力をお願いします

村では主に9つの分別収集（一般ごみ、生ごみ、プラスチック、ペットボトル、あきかん、あきびん、紙ごみ、乾電池・蛍光灯・紙パック、小型家電）を行っています。

ごみの分別にあたり留意事項をお知らせしますので、ルールを守り引き続き分別のご協力をお願いします。

## ◎カセットボンベなどの処理方法

- ・スプレー缶やカセットボンベは、完全に使い切り穴をあけて出してください。
- ・「あきかん」の袋に入れてください。（一般ごみとして出さないでください）。

季節柄、鍋などでカセットボンベを使用する機会が増えると思います。そうした缶の「穴あけ」作業中に引火の火災も発生していることから、穴あけの際には十分に注意してください。

※穴あけに不安な場合は無理にあげようとせず、消防占冠支署（電話56-2119）で対応していますのでお問い合わせください。



### 【注意点】

- ※風通しの良い火気のない屋外で作業すること
- ※中身を使い切り、ガス抜き器具を使用すること

## ◎ペットボトル

- ・キャップは必ず外して、プラスチックごみに出してください。
- ・水ですすぎ、汚れをとってください。



## ◎生ごみ

- ・生ごみ専用指定袋（生分解性）に入れてください。
- ※指定以外の袋（レジ袋・ビニール袋）は使用しないでください。

## ◎使用済小型電子機器等のリサイクル

レアメタル等のリサイクルとごみの減量化のため、2年前より使用済小型電子機器等の回収をしています。回収対象のものは「一般ごみ」に出さずに、回収のご協力をお願いします。

《回収対象の主なもの》 ※詳細は、担当までお問い合わせください。

- ・電話機、ファクシミリ、ラジオ
- ・デジタルカメラ、ビデオテープレコーダ・プレーヤ
- ・DVDレコーダ・プレーヤ、カーナビ
- ・テープレコーダ、CDプレーヤ、MDレコーダ、補聴器
- ・USBメモリ、ゲームソフト
- ・プリンター・パソコン用モニター
- ・食器洗い乾燥機、トースター、ホットプレート、ミキサー
- ・扇風機 電気ストーブ、電気毛布
- ・ヘアードライヤー、電気かみそり、電動歯ブラシ
- ・照明器具、懐中電灯

※デジカメ、USBメモリなどの個人情報データは消去してから廃棄してください。

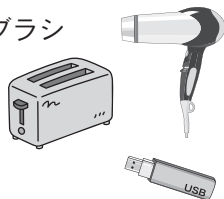
※家電リサイクル法の対象機器（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機）は、家電取扱店またはごみ収集業者に引き取りを依頼してください。

※パソコン等の回収は各メーカーへ、携帯電話等については販売店へ問い合わせてください。

《回収場所及び受付時間》

産業建設課環境衛生担当・トナム支所

平日 8時45分～12時00分 13時00分～17時30分



### ■お問い合わせ

産業建設課環境衛生担当

電話 56-2173

# 占冠村教育大綱及び占冠村総合教育会議録 の公表について

平成27年12月8日に開催した占冠村総合教育会議において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定による占冠村教育大綱が定められましたので、お知らせします。

なお、教育大綱と総合教育会議の会議録は、コミュニティプラザ図書室とトナムコミュニティセンター図書室にて公表していますのでご覧ください。

## 占冠村教育大綱

(平成27年度～平成31年度)

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成27年4月1日に施行となりました。

この改正法では、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を首長が「教育大綱」として定めることとされています。

このことを受けて、占冠村では、この度第1回総合教育会議を開催し、平成21年2月に策定された占冠村教育目標を「占冠村教育大綱」として定めました。

豊かな自然と一人ひとりが大切にされる環境の中で、すべての村民が自分の目標に向かって楽しく学びながら、持てる力を高め、幸せで、充実した人生、より良い社会、魅力ある地域を創っていくために、自分の夢を実現することのできる「人づくり」を目指し、村長部局と教育委員会が一体となって取り組んでまいります。

## 占冠村教育目標

わたくしたちは、先人の開拓精神とその歴史や文化を受け継ぎ、生涯学習の観点に立ち、平和で民主的な郷土の未来を自ら切り拓く心身ともに健康な村民の育成を目指して、ここに占冠村教育目標を定めます。

1. 生涯にわたり、自ら学びつづけ、これからのふるさとを担う人を育成します。
1. 自然を愛し、思いやりを持ち、共に支え合う人を育成します。
1. スポーツに親しみ、体をきたえ、心身ともに健康な人を育成します。
1. 勤労を尊び、温もりのある家庭を築く人を育成します。
1. 歴史と文化を受けつぎ、平和で民主的な郷土を創造する人を育成します。

(平成27年12月8日制定)